

## 資料6

### 「築上町人権教育・啓発指針」審議経過

平成23年

月 日	審 議 内 容
2月25日	町長が「築上町人権教育・啓発指針」について「築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会」委員長へ諮問。
2月28日	築上町人権教育・啓発基本指針（案）について概略説明を行う。 第1章を審議し、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。
3月30日	第1章を審議。障害の「害」の表記について議論する。 その他、一部を審議会の意見により修正する。 第2章を審議し、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。
5月27日	第2章を審議。審議会の意見により一部を修正する。 第3章のを審議し、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。
7月14日	第3章の一部を審議。審議会の意見により一部を修正する。 第4章の一部について、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。
9月 2日	第4章の一部残りを審議。審議会の意見により一部を修正する。 第4章の一部残りについて、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。
10月28日	第4章の一部残りを審議。審議会の意見により一部を修正する。 人権課題の一部を、もう少し詳細に記述するよう意見が出された。 第4章の一部残りについて、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。
12月19日	人権課題の一部を、もう少し詳細に記述するよう意見が出されたため、新しい内容を記述した第4章の一部についてを審議。 第5章について、意見等があれば次回会議で問題提起を行うことになった。

平成24年

1月30日	第1章から第5章まで全体を通して審議する。
2月21日	「築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会」委員長が、町長へ「築上町人権教育・啓発指針」について意見を付して答申。